

新（赤文字部分が変更箇所）：2025年1月14日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第1条（抵当権設定）	第1条（抵当権設定）
1.～2.（省略）	1.～2.（省略）
3.	3.
<p>(1) 年2回、4月1日・10月1日を基準日として、変動金利の借入金利が決定され、それぞれ6月・12月の約定返済日の翌日から適用されます。</p> <p>(2) 固定金利特約期間は 年 月 日までとします。固定金利特約期間中は、金利は変わりません。</p> <p>(3) 固定金利特約期間が終了すると、自動的に変動金利に変更されます。固定金利特約期間終了時に、再度固定金利特約を選択される場合には固定金利特約期間終了日の原則10日前までに銀行にお電話をいただく方法により申し出を行うこととします。なお、延滞等特別な事情がある場合には、再度固定金利特約への変更はできません。</p> <p>(4) 固定金利特約期間終了後に再度、固定金利特約タイプを選択された場合は、新しい固定金利特約開始日における借入金利を適用します（変動金利タイプに変更した場合も同様です）。</p>	<p>(1) 年2回、4月1日・10月1日を基準日として、変動金利の借入金利が決定され、それぞれ6月・12月の約定返済日の翌日から適用されます。</p> <p>(2) 固定金利特約期間は 年 月 日までとします。固定金利特約期間中は、金利は変わりません。</p> <p>(3) 固定金利特約期間が終了すると、自動的に変動金利に変更されます。固定金利特約期間終了時に、再度固定金利特約を選択される場合には固定金利特約期間終了日の原則10日前までに銀行にお電話をいただく方法により申し出を行うこととします。なお、延滞等特別な事情がある場合には、再度固定金利特約への変更はできません。</p> <p>(4) 固定金利特約期間終了後に再度、固定金利特約タイプを選択された場合は、新しい固定金利特約開始日における借入金利を適用します（変動金利タイプに変更した場合も同様です）。</p>
<p>(5) 債務者に対し、銀行所定の一または複数の金利上げおよび引下げに関する定めがある場合、標記の利率は、当該定めに従った金利上げおよび引下げ後の利率とします。この場合において、適用されている金利の引下げの終了事由に該当した場合、当該終了事由に該当した金利引下げのみが終了します。</p>	<p>(5)（新設）</p>
4.～8.（省略）	4.～8.（省略）
9.期限の利益喪失事由	9.期限の利益喪失事由
(1)（省略）	(1)（省略）
<p>(2) 次の各場合には、債務者は、銀行から請求によって原契約による債務全額について期限の利益を失い、原契約に定める返済方法によらず、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p>①債務者が、返済を遅延し銀行から書面による督促をしても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>②債務者が第14条1項のいずれかに該当し、もしくは第14条の2項のいずれかに該当する行為をし、または第14条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が債務者との取引を継続することが不適切であると判断したとき</p> <p>③債務者が、銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>④債務者が本規約のほか、銀行所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して銀行が定め、銀行ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき</p> <p>⑤債務者が、支払いを停止したとき</p> <p>⑥担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>⑦債務者の銀行に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき</p>	<p>(2) 次の各場合には、債務者は、銀行から請求によって原契約による債務全額について期限の利益を失い、原契約に定める返済方法によらず、直ちに債務を全額返済するものとします。</p> <p>①債務者が、返済を遅延し銀行から書面による督促をしても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>②債務者が第14条1項のいずれかに該当し、もしくは第14条の2項のいずれかに該当する行為をし、または第14条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が債務者との取引を継続することが不適切であると判断したとき</p> <p>③債務者が、銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>④債務者が本規約のほか、銀行所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して銀行が定め、銀行ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき</p> <p>⑤債務者が、支払いを停止したとき</p> <p>⑥担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>⑦債務者の銀行に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき</p>
⑧債務者が、原契約に基づき交付を受けた借入金を原契約第1条に定める住宅取得等目的以外の用途に使用したとき	（新設）
⑨銀行の書面による事前の承諾を得ることなく、本抵当物件の全部または一部を、債務者自身または債務者のご家族（原契約第1条の（注）において定める者をいう）の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき	（新設）
⑩前各号のほか、債務者の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき	⑧前各号のほか、債務者の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき
⑪抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が本抵当物件を譲渡等したとき	⑨抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が本抵当物件を譲渡等したとき
⑫連帯保証人に前項1号または本項各号のいずれかの事由があるとき	⑩連帯保証人に前項1号または本項各号のいずれかの事由があるとき

(3) ~ (4) (省略)	(3) ~ (4) (省略)
第2条~第17条 (省略)	第2条~第17条 (省略)
第18条 規定の変更	(新設)
銀行は、この契約の内容を変更する場合があります。その場合には、銀行は変更日および変更内容を銀行のウェブサイトへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。	(新設)
【2025年1月14日現在】	【2020年2月9日現在】